

「三條教則」關係資料（二）

本號は

- 『教則三章私解』 東陽圓月（明治五年六月）
 - 『三大教則書取』（草稿本） 東陽圓月（明治五年七月頃）
 - 『三大教則書取』（改書本） 東陽圓月（明治五年九月頃）
 - 『神教三條大意』 國井清廉（明治五年九月）
 - 『布教三章辨』 雷雨（明治五年晚秋）
- の五點を收める。

『教則三章私解』 東陽圓月（明治五年六月）

本書は明治期の眞宗本願寺派の學僧として知られる東陽圓月の手によるものである。大分縣豊後高田市水崎の西光寺東陽閣に所藏する。眞宗豊前學派の巨匠であった圓月には約一〇〇部におよぶ著述（刊行されているのは四〇部弱）があり、宗乘關係以外の著述もかなり多く、たとえば三條教則に關する述作も『三大教則私考』（明治五年）、『三教則訓義』（同年）、『教則三章私解』（同年六月）、『三大教則書取』草稿本（同五年七月頃）、『三大教則書取』改書本（同五年九月頃）と五部、兼題關係では『十七題緒言』（同六年）が二部と『十七題略解』（同六年）一部の計三部、さらに排耶關係では『防異論』、時代は下って教育勅語關係では『勅語奉體記』（同二十六年）などがあげられる。なかでも三條教則に關する著述については一人で五部、これは僧侶あるいは神道人を見渡してもおそらく一番多いのではなからうか。それだけ三條教則への意識が強かったということであろう。と同時に、數多い三條教則に關する衍義書のなかでも最も早い時期のものと言えよう。その東陽圓月とは一體どのような經歷を持っていたのか、少しく簡述してみる。

圓月は文政元年（一八一八）、豊前國宇佐郡封戸村水崎の眞宗本願寺派西光寺に東陽圓超の子として生まれ、十五歳で廣瀬淡窓門下の恆遠惺窓に學び、ここで僧月性と同室となった。さらに月珠に宗乘、學林では天臺や餘乘を學び、維新後、司教、助教となり、明治十二年（一八七九）本願寺改革事件において長州系の本山執行部（島地・赤松・大洲など）と對立して北島道龍らと連座した。そのことも關係あるかもしれないが、七十歳で勸學職となり、同二十三年勅語渙發の年、本山の安居本講で一益法門の邪義を説いたとして停講を命ぜられ、赤松らに安心を調理されている。以後各地を巡錫して教化に盡力し、自坊の東陽學寮で後學を指導し、特に眞俗二諦論中心の著述を重ね、同三十五年（一九〇二）十二月十七日に示寂した。壽八十五。端的に言えば眞宗最高位の學階である勸學として尊皇愛國の意識を眞俗二諦論という宗乘（なかでも特に一益法門の義）によって示した僧侶であった。したがって三條教則なる命題を強く意識したのも當然であったと言えよう。

さて、本書は自筆墨書、七丁より成り、冒頭に教則を掲げたあと本文が續く。本文はわりに短かく、その内容もさして興趣をそそるほどのものではない。しかし、そのあとに「有人云」というかたちで當時の教部省下における神佛關係についての状況を、圓月なりの觀方で述べた箇所がある。これなどは當時の本音をうかがうことができるものの一つで

あろう。

その後、自問自答が四點續く。

(一)一派の管長を代理人とした件

(二)教部省出仕の神官僧侶の洋服着用の件

(三)三條教則の第一・第二の條目の眞意

(四)天理を下民に説く件

そして、これらに對する自答を「他見無用祕記」と稱して末尾に記している。すなわち「代理」なる用語、また洋服着用の件などから、「モーセの十戒」の一、四は宗教的規定として「敬愛天主」、五、十は道德的規定として「愛人如己」の意となり、そしてこの二つの意は第一條の「敬神愛國」の意に附合し、第二條の「天理人道」の天理の眞意は「天主造物の理」の意ではないかと疑念を懐くのである。圓月にとつては、新政府の施策ごとごとくキリスト教振興策と映つたわけである。

これは、まったく埒もない大誤謬で、一笑に附せばそれで済むことではあるが、逆に他見無用としてまで書かざるを得なかつた當時の混亂の状況、あるいは圓月の本音の危惧感を知ることができる。おそらく、このような記述内容は他に例を見ることができないのではないか。その意味で、面白い文章といえるだろう。尙、本書は拙稿「三條ノ教則から教育勅語へ」(「日本大學教育制度研究所紀要」第二十一集所收、平成二年)において解説を附して翻刻したので、今回はその再録となる。

『三大教則書取』 東陽圓月 草稿本(明治五年七月頃)・改書本(明治五年九月頃)

本書の草稿本・改書本の著述者東陽圓月については先に述べたので省略する。

草稿本、自筆墨書で五丁より成る。西光寺東陽閣所藏。著述時期については、本文中に教導職の語があること、その後の改書本の別紙に明治五年八月、法主(大谷光尊)の直接披見があつたとする記述があることなどからみて、おそらく七月頃であろうと推定してよいだろう。尙、本書は今まで一度も翻刻されることがない未發表の史料である。

改書本、自筆墨書で五丁より成る。西光寺東陽閣所藏。本書は冒頭の書名横に「大法主ノ指揮ニヨリ改書」とあり、先の草稿を法主大谷光尊直接の訂正指示により修正加筆したものであることがわかる。法主自らがどこのように訂正

させたのか、という點については、讀者自身において改書本と草稿本を比較していただきたいが、その間の状況については本書別紙に傳える一文がある。

壬申八月中旬

大法主教導ノ爲九州御巡行遊ハサレ小倉永照寺ニ入ラセラル御機嫌伺ノ爲罷越候處説教師中講義勝行院師支離ヨリ召狀途中ニテ行違ニ相成御伺申上候處三大教則書取ヲ以テ可差出ト御沙汰ナリ依テ本文ノ通り相認メ差上候十六日大法主親ク御座近ク召寄セ玉ヒ書取ヲ讀ミ玉ヒ仰ラレ候ハコノ書取ニテ善ク通暢セリ然ルニ方今ノ時勢ニ應スルヤウニ今一應書取差出スヘシト仰ニテ四處○印ノ處自ラ指揮シ玉フ誠ニ恐多クモ亦難有事ナリト感涙ニ咽フハカリナリ依テ實ニ相改メコレヲ筆録ス候得共猶未タ足ラサル處アリ委クハ別記ノ如シ

朱書ハ大法主ノ親ク口授シ玉フ處ヲ記ス

要約すれば、明治五年八月、法主の九州巡行の折、小倉の永照寺において『三大教則書取』（草稿本）を法主に直接眼を通してもらい、かつ法主より修正箇所を指示されて感激し、改めて書き直したというものである。

したがって著述時期は明治五年九月頃と一應推定しておきたい。

内容については、他の三條教則衍義書と大差はないが、末尾にいたって圓月獨特の解義、すなわち王法爲本・仁義爲先を説く眞俗二諦教義のなかでも、特に「滅度密益」の義（一盛法門）に基づく「俗諦薰發説」（この解義が眞宗教義では、異安心あんじんではないが異端説とされ、のち安心調理あんじんちようりされたのである）、この解義からであったと表明している點は、僧侶による三條教則衍義書のなかでも他に例を見ないものだけに、特に注目すべきであろう。

尙、本書は拙稿「三條教則から教育勅語へ」（日本大學教育制度研究所紀要）第二十一集所收（平成二年）において翻刻（解説も附しておいた）したので、今回はその再録となる。

『神教三條大意』國井清廉（明治五年九月）

本書は河野省三氏所藏の寫本で、著者は岐阜縣士族の國井清廉きよはらである。冒頭に明治五年十月教部省に提出したとする「自序」があり、次いで、「本文」が續き、末尾に本書を撰した明治五年九月という記載がある。

著者の國井清廉は天保十年（一八三九）美濃國加納藩土國井清鏡の長男として生まれ、二十歳の時江戸藩邸詰となり、その間平田鎮胤らに師事している。維新の折には藩主永井尙服の賊軍嫌疑拂拭のため奔走し、維新後は各地の神職をつ

とめ、明治十二年（一八七九）以降は岐阜縣下の郡長を歴任している。大正八年（一九一九）八十歳で歿した。なお『明治・大正・昭和神道書籍目録』によれば、國井清廉は本書以外に『教則三條二關スル意見書』（明治五年十月稿）を撰したとあるが、本書とほぼ同時期であり、本書の自序に「教部省御中」とある点からみると、未見で想像の域を出ないが、あるいは同本異名の類とも考えられよう。神道人による三條教則の衍義書は以後陸續と出されるが、本書はその最初期に出されたものの一つである。

尚、本書は「神道研究紀要」第一輯（昭和五十一年五月）で一度翻刻されている。よって今回はその再録であること
を了承されたい。

『布教三章辨』雷雨（明治五年晩秋）

本書は三條教則の衍義書としては最も短いもの一つである。冒頭に「華頂講者」とあることにより、著者は浄土宗の學僧であった雷雨であることがわかる。雷雨は觀蓮社稱譽真相と號し、もと山城國駒郷阿彌陀寺に住し、のちに浄土宗捨世派の本山である群仙山一心院の第五十四代となり、戒律を受持すること嚴であった。著書に『天臺戒疏講述』三卷、『十不二門講述』一卷などがあり、天臺學の重鎮でもあった。明治十二年（一八七九）四月七日寂。

雷雨はこの中で、神儒佛三教は神祖の賜うところ、その要は仁という点において互通し、歸一するが故に、報恩の念をもつて修學すれば、それが神祖の本懷であり、敬に歸着するのであると説いている。

末尾に「勸學大衆印施」とあることよりみると、この短文は、おそらく雷雨勸學の講筵に列した僧侶たちのために施印（すずりもの）されて配付されたものであろう。

尚、本書は『明治佛教思想資料集成』第二卷にも所収している。

（三宅）

凡例

凡例については基本的に前號を踏襲した。また、難訓と思われるものには（ ）で右に附し、脱字と思われるものには〔 〕で挿入した。

『教則三章私解』 東陽園月（明治五年六月）

教則

第一條

一 敬神愛國ノ旨ヲ體トスヘキ事

第二條

一 天理人道ヲ明ニスヘキ事

第三條

一 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事

右之三條兼テ之ヲ奉體シ說教等ノ節ハ尙能注意致シ御趣意ニ不悖様厚ク心得可申候事

壬申四月

福羽教部大輔

嵯峨教部卿

權少教正 本願寺光尊殿

第一 敬神愛國ノ旨ヲ體トスヘキ事

敬神トハ、神ハ官幣大社ヲ始メトシテ郷社村社ニ至ル、皆コレヲスヘテ神ト云ナリ。コレヲ祭ルヲ敬神ト云フ。

國ニ在テハ官幣ノ神社ヲ祭り、縣ニ在テハ國幣ノ神社ヲ祭り、一郷ニ在テハ郷社ヲ祭り、一村ニ在テハ村社ヲ祭ルヲ云フナリ。ソノ神ヲ敬スル、何ノ義アリテコレヲ敬スルヤ。謂、皇奉即明神ナルヲ以テ、王政ノ賞罰即是神慮ナリトイヘトモ、且ク顯冥ノ異アリ。王政ノ賞罰ハコレ異ナリ。ソノ異ノ賞罰ハ或ハ漏ル、モノアリ。ソノモ

ル、處ハ必ニ神ノ罰ヲ蒙ルヘキナリ。ココニ委クセス、愛國トハ、皇國ニ甚愛スヘキノ義ナリ。謂、億兆ヲ保安シ、萬國ニ對峙セントノ叡慮コレナリ。億兆保安ハ即仁德ナリ。萬國對峙ハ即勇德ナリ。既ニ仁ト勇トノニアリ。智ハソノ中ニアリ。コノ三德ハ神祖ヨリ今ニ至ルマテ、皇統ト共ニ無窮ニ傳ル處ナリ。下タルモノ、コノ德ヲ感戴シテ亦異心アルヘカラス。コレ即愛國ナリ。然ルニ、心ヲ外國ニ通シテ己カ欲ヲ逞フセントシテ、皇國ノ衰耗トナルコトヲ願ミスシテ、却テ外國ニ附益スルモノ可憎ノ甚キナリ。

第二 天理人道ヲ明ニスヘキ事

天理人道トハ、人道ノ本ハ天理ニアリ。二氣五行變化シテ人ノ身體トナル。是以、天尊地卑ノ理人道トナルトキ

ハ、君臣父子等ノ上下ノ名分立ツナリ。五行ノ理人道トナルトキハ、卽仁義禮智信ノ五常ナリ。五倫五常卽天理ノ人道トナル處ナルカ故ニ、人道ヲ守ルトキハ能ク天理ニ順ス。若不然、則天理ニ違フ。僥倖ヲ求ント欲ストモ豈得ヘケンヤ。然ルニ、太古ニ在テハ人民淳朴ナルヲ以テ、教ヘスシテ化ス。是以、祭政一致ニシテ、而モ祭ヲ主トシテ政自ラソノ中ニアリ。當今ハ人暴惡ニシテ太古ノ教化ニ同カラス。是以、政ヲ主トシテ大政官コレヲ掌リ玉フ。ソノ政トハ、卽三枚ノ御高札ニシテ、教部省ノ司ル處コレト一致ナラスンハアルヘカラス。教導職ノ説諭、專ラコノ王政ヲ輔翼センコトヲ要ス。於是乎、政教一致成矣。

第三 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事

皇上ハ、神祖ノ尊系ナルヲ以テ、今古ノ異アリトイヘトモ、卽コレ神ナリ、敬セスンハアルヘカラス。朝旨ハ卽政教一致ノ旨ニシテ守ラスンハアルヘカラス。

○有人云、一宗ノ大法主ホムシユ等級甚卑シ、憾ウラム哉云云。予モ亦然リ。然ルニ、再往熟思スルニ、先キニハ神祇官アリ。

大政官ダイセイカンノ首ニ居ス。而シテ寺院寮ヲ開クト云ヘトモ民部省所屬ニシテ、往昔ノ神社奉行ヲ立シニ比スルトキハ所置大ニ異ナリ。然ルニ、神祇官ヲ廢シテ神祇省カミヤノリヲ大政官ノ次ニ置ク。ソノトキニ當テ社職ノ遺憾何如トオモフヤ。加之、去三月、神祇省ヲ廢シテ教部省ヲ置キ、吾大法主ヲシテ權少教正ニ補セラレ、神宮ノ祭主近衛忠房出雲ノ大宮司千家同位ノ職ニ任スヘキモノアリ。社職ニ於テハ遺憾増深シ、カノ遺憾ノ深キニ比スレハ、吾コレヲ憾ムトイヘトモ、コレニ進退ノ異アリ。カレハ退クノ甚キヲ憾ミ、吾ハ進ムノ不足ヲ憾ム。且又兩三年來ハ、佛法ノ廢セラレンコトヲ畏蹙シタリシニ、教導職ニ補セラル、トキハソノ廢セラル、ノ懼レアルコトナシ。何ソ位ノ高下ヲ論スルコトヲコレ爲ン。蓋惟ルニ、故信法宗主、殊ニ俗諦ノ教導ニカヲ盡シ玉ヒ、佛法ノ國政ニ裨益タルノ實效ヲ顯サント、兼テ苦慮シ玉フ處、御念力今コ、ニ端ヲ發スルモノナラント感戴スルニ堪ヘス。然ルトキハ、其位ノ卑キヲ憾ムモノハ故大法主ノ御素意ニ乖クナラシカト思フモノナリ。此時、速ニ當テ護法ノ末徒大法主ノ股肱トナリテ、ソノ化ヲ助テ教導ヲシテ、コノ窮陬ナラ

到ラサル處ナカラシメハ、豈タ、少教正ニシテ止ンヤ。
時哉可努力々々々。

問云、其宗一派之教導職管長代理人ト云フ。代理ハカハ
リテオサムルノ義ナルヘシ、何ニ代ルヤ、未審。請フ明
辯シ玉ヘ。

問、教部省ニ御召出シノ僧及社人ニ洋服ヲ服セシムルモ
ノ、何ノ意アリヤ、未審。

問、三則ノ中、前ノ二條耶蘇及儒神等ニ鑑スルノ目ヲ用
ユルモノ、人ヲシテ惑ハシムルニ非スヤ、云何。

問、天理ハ下民コレヲ知ラスシテ可ナルヘシ、何ソコレ
ヲ説聞カシムルコトヲ用ルヤ。

他見無用祕記

壬申四月、教部省ヲ立テ、吾大法主ニ教正ヲ命シ玉フニ
代理人ノ目ヲ用ユ。(モウ)コノ目ハ聖教鑑略ニ耶蘇代理人ノ名
アリ塞更嚴語
ニ出タリ。ソノ餘梵漢ノ書中未タコレヲ見ス。又五月
ノ新聞雜誌ニ、眞宗ノ僧侶十名社人十名教部省ニ出仕ヲ
命セラレ教法ヲ講究ス。僧徒社人共、従前ノ服ヲ脱シ新
製ノ洋服ヲ着用セル由云云。已上ノ二事ニ就テツラ／＼

案スルニ、洋服ヲ服セシムルモノ、吾邦ノ神佛ノ徒ヲシ
テ表ニ變セシムルノ所置ナリ。コレヲ以テ教則三條ニ照
シミルニ、第一條ノ敬神愛國トイフモノ、カノ十誠ノ中
ソノ大旨ヲ二ニ歸ス。謂、敬愛天主初ノ四誠
ヲ收ム。謂、愛人如己
己ナランモハカリカタシ。第二條ノ天理人道モ亦思ナリ。
天理トハ即天主造物ノ理ニシテ、人道ハ十誠ノ中、第五
敬愛父母已下ノ諸誠ナラン乎。然ルトキハ、代理人トイ
フモノ耶蘇ノ代理ニシテ、吾大法主ヲシテ耶蘇開宗ノ前
驅トスルノ意ニヤアラント竊ニ苦心スル處ナリ。コレ杞
人ノ天ノ落ンコトヲ憂ルノ類ナリトイヘトモ、ソノ名目
ニ鑑スルヲ以テ、偶感慨スルコトアルヲ以テコレヲ記ス
ル而已。

壬申六月

護法弟子

圓月時歲五十五

『三大教則書取』（草稿本）東陽園月（明治五年七月頃）

謹テ三章ノ教則ヲ伺奉ルニ、

第一、敬神愛國ノ旨ヲ體トスヘキ事トハ。敬神トハ何ノ神ヲ敬スルヤ。謂、伊勢大廟ハ勿論、官幣ノ大社ヲ始トシテ郷社村社ニ至ルマテ、皆コレヲスヘテ神ト云ナリ。云何カコレヲ敬スルヤ。謂、コレヲ祭りコレヲ拜スル、コレ敬ノ相ナリ。府縣ニ在テハ官幣國幣ノ神社ヲ祭り、一郷ニ在テハ郷社ヲ祭り、一村ニ在テハ村社ヲ祭ルヲ云フナリ。ソノコレヲ祭祀シ、コレヲ拜禮スルモノ、若心ニ恭敬ノ實ナキトキハ只ソノ相アルノミ。是以ソノ敬スル所以ノ義ヲ知ラスンハアルヘカラス。何故ニ敬スルヤ。謂、多義アルヘシトイヘトモソノ要ヲ論セハ、人民ヲ護念シテ惡ヲ捨テ善ニ進マシムルカ故ニ敬スヘシ。皇上即明神ナルヲ以テ王政ノ賞罰卽是神慮ナリトイヘトモ、且ク顯冥ノ異アリ。王政ノ賞罰ハコレ顯ナリ。ソノ顯ノ賞罰ハ或ハコレニ漏ル、モノアリ。ソノモル、處ハ必冥ニ神ノ賞罰ヲ蒙ルヘキナリ。ソノ賞罰ヲナシ玉フモノ、人民ヲシテ惡ヲ捨テ善ニ歸セシメンカ爲ナリ。豈敬セサルヘケンヤ。愛國トハ、皇國ニ甚愛スヘキノ義ナリ。謂、

億兆ヲ保安シ、萬國ニ對峙セントノ叡慮コレナリ。億兆保安ハ卽仁德ナリ。萬國對峙ハ卽勇德ナリ。既ニ仁ト勇トノ二アリ。智ハ自ラソノ中ニアリ。コノ三德ハ神祖ヨリ今ニ至ルマテ、皇統ト共ニ無窮ニ傳ル處ナリ。下タルモノ、コノ德ヲ感戴シテ亦異心アルヘカラス。コレ愛國ナリ。然ルニ心ヲ外國ニ通シテ己カ欲ヲ逞フセントシテ、皇國ノ衰耗トナルコトヲ顧ミスシテ、却テ外國ニ附益スルモノ可憎ノ甚シキナリ。

第二、天地人^{ミヤコ}道ヲ明ニスヘキ事トハ。天理人道トハ、人道ノ本ハ天理ニ在リ。二氣五行變化シテ人ノ身體トナリテ頭ノ圓ナルハ天圓ニ象リ、足ノ平ナルハ地方ニ象ルナリ。故ニ人ノ身體自ラ天尊地卑ノ理ヲ有スルナリ。天尊地卑ノ理ヲ以テ人道トスルトキハ、君臣父子等ノ上下ノ名分由テ立ツナリ。又人ノ身體ニ五行ノ理ヲ具ス。五行ノ理ヲ以テ人道トスルトキハ、卽仁義等ノ五常ナリ。五倫五常卽天理ノ人道トナル所ナルカ故ニ、人道ヲ守ルトキハ能ク天理ニ順スヘシ。若不然、則天理ニ違テ僥倖ヲ求ント欲ストモ、豈可得乎。此旨ヲ明ニスヘシトナリ。然ルニ太古ニ在テハ人民淳朴ナルヲ以テ教ヘスシテ化ス。

是以、祭政一致ニシテ而モ祭ヲ主トシテ政自ラソノ中ニ在リ。當今ハ人暴惡ニシテ太古ノ治化ニ同カラス。是以祭政一致ナリトイヘトモ、政ヲ主トシテ大政官コレヲ掌リ玉フ。ソノ政トハ卽三枚ノ御高札ニシテ教部省ノ職トスル處、コレト一致ナラスンハアルヘカラス。教導職ノ說諭專ラ王政ヲ輔翼センコトヲ要ス。於是乎、政教一致成矣。

第三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事トハ。皇上ハ神祖ノ尊胤ナルヲ以テ、今古ノ異アリトイヘトモ卽コレ神ナリ。敬セスンハアルヘカラス。朝旨ハ卽政教一致ノ旨ニシテ守ラスンハアルヘカラス。

已上ノ三章、神佛二教途ヲ異ニストイヘトモ、ソノ旨一ニ歸セスンハアルヘカラス。佛教ノ中、亦諸宗各別ナリ。且ク吾眞宗ニ就テ云ハ、眞俗二諦兩輪雙翼ノ如シトノ玉フトイヘトモ、今教部省ノ職トスル處、眞ヲ以テ俗ヲ成シ、以テ國政ノ裨益トナル所以ノ旨ヲ明ムヘシ。該略シテコレヲ云ハ、爲得大利ノ名號内ヨリ薰スルカ故（フシヨクニユヅナシ）ニ觸光柔軟ノ願益外ヨリ護ルカ故ニ、天理ヲ以テ云フト（カンテツ）キハ萬物ノ靈長ナリトイヘトモ欲惡ノ爲ニ蔽ハレテ人道

ヲ守ラサルモノ、苟モ如實ノ信心ヲ獲得スルトキハ、光號ノ妙用自ラ行者ヲシテ王政人道ニ乖カサラシムルナリ。（ミヨクウツウ）乍恐管見ヲ奉申上候。

『三大教則書取』（改書本）東陽園月（明治五年九月頃）

大法主ノ指揮ニヨリ改書

謹テ三章ノ教則ヲ伺奉ルニ、

第一、敬神愛國ノ旨ヲ體トスヘキ事トハ。敬神トハ何ノ神ヲ敬スルヤ。謂、正々皇太神ヲ指シテ、而シテソノ餘ノ諸神自ラコレニ隨フルナリ。云何カコレヲ敬スルヤ。謂、コレヲ祭りコレヲ拜スル、コレ敬ノ相ナリ。ソノコ

レヲ祭祠シコレヲ拜禮スルモノ、若心ニ恭敬ノ實ナキトキハ只ソノ相アルノミ、是以、ソノ敬スル所以ノ義ヲ知ラスンハアルヘカラス。何故ニ敬スルヤ。謂、總シテコレヲ云ハ、神恩廣大ナルカ故ニ、苟モソノ恩ヲ知ルトキハ敬心ナクンハアルヘカラス。山海國土五行及五穀等、皆神アリテ人民ヲ生育シ玉フ。衣食住一トシテ神恩ニ非ルナシ。皇國ニ生ヲ受シモノ豈恩ヲ知ラサルヘケンヤ。

愛國トハ皇國ニ甚愛スヘキノ義アリ。謂、億兆ヲ保安シ、萬國ニ對峙セントノ叡慮コレナリ。億兆保安ハ即仁德ナリ。萬國對峙ハ即勇德ナリ。既ニ仁ト勇トノニアリ。智ハ自ラソノ中ニアリ。コノ三德ハ天祖ヨリ今ニ至ルマテ、皇統ト共ニ無窮ニ傳ル處ニシテ國體ノ立ツ所以ナリ。下

タルモノ、保安ノ仁德ヲ感戴シテ對峙ノ叡慮ヲ辯知セスンハアルヘカラス。萬國ニ對峙セント欲スルトキハ、國家ヲ富強ニスルヲ最要トスルカ故ニ、四民各ソノ業ヲ勉勵スヘシ。コレ愛國ハ即是愛身ナリ。愛身ハ即愛國ナリ。然ルニ、心ヲ外國ニ通シテ己カ欲ヲ逞フセントシテ、皇國ノ衰耗トナルコトヲ顧ミスシテ、却テ外國ニ附益スルモノ可憎ノ甚キナリ。

第二、天理人道ヲ明ニスヘキ事トハ。天理人道トハ。天理トハ天道自然ノ理ニシテ、人ノ得テ維持スヘカラザル處ナリ。古ヨリ今ニ至ルマテ、或ハ封建、或ハ郡縣、時ニ應シテ變革アリトイヘトモ、封建必シモ劣ルニ非ス。郡建^{ムツ}必シモ勝ルニ非ス。ソノ弊生スルトキハ必沿革セスンハアルヘカラサルノ理ニ依テ、自ラ時勢ノ變アリ。コレヲ天理トイフナリ。又開初ノトキハ萬國皆開化セス。ソノ開化スルニ至テハ、互ニ交際ヲナシテ和親スルカ如キモ、亦天理ノ然ラシムル處ナリ。人道トハコレニ大小アリ。三綱五常ノ如キハソノ大ナルモノニシテ、時勢ニ變更アリトイヘトモ、曾テ改ルコトナシ。衣冠等ノ如キハコレ禮儀ノ小ナルモノニシテ、時ニ隨テ異アリ。ソノ

餘ハ則知。

第三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守スヘキ事トハ。皇上ハ神祖ノ尊胤ナルヲ以テ、今古ノ異アリトイヘトモ、即コレ神ナリ。敬セスンハアルヘカラス。朝旨ハ擴充知識開導利用等ノ義、ソノ意ヲ得サルモノハ異議スルモノアリトイヘトモ、朝廷ニ於テ必ス然ルヘキノ旨アリ。ソノ旨ヲ遵守スヘシトナリ。

已上ノ三章、教導ノ要驅ナリ。然ルニ、太古ニ在テハ人民淳朴ナルヲ以テ、教ヘスシテ化ス。是以、祭政一致ニシテ、而モ祭ヲ主トシテ政自ラソノ中ニ在リ。當今ハ人暴惡ニシテ太古ノ治化ニ同シカラス。是以、祭政一致ナリトイヘトモ、政ヲ主トシテ大政官コレヲ掌リ玉フ。ソノ政トハ、即三枚ノ御高札ニシテ、教部省ノ職トスル處、コレト一致ナラスンハアルヘカラス。教導職ノ説諭、専ラ王政ヲ輔翼センコトヲ要ス。於是乎、政教一致成矣。然ルニ、神佛ニ教途ヲ異ニストイヘトモ、ソノ旨一二歸セスンハアルヘカラス。佛教ノ中、亦諸宗各別ナリ。且ラク吾眞宗ニ就テ云ハ、眞俗ニ諦兩輪雙翼ノ如シトノ玉フトイヘトモ、今教部省ノ職トスル處、眞ヲ以テ俗ヲ

成シ、以テ國政ノ裨益トナル所以ノ旨ヲ明ムヘシ。該略シテコレヲ云ハ、爲得大利ノ名號内ヨリ薰スルカ故ニ、觸光柔輦ノ願益外ヨリ護スルカ故ニ、苟モ如實ノ信心ヲ獲得スルトキハ、光號ノ妙用自ラ行者ヲシテ王政人道ニ乖カサラムルナリ。乍恐以書取奉申上候。

『神教三條大意』 國井清廉（明治五年九月）

國井清廉

御省ヲ置レ、神教三則ヲ立テ億兆ヲ教育シタマフ旨、感

教部省

銘ノ餘、同志タカヒニ其三條ヲ研究セント欲スルニ、今

御中

般發行有ラセラレシ「神教要旨略解」ニヨリテ、大意ヲ

拜承ス。斯テソ天下遍ク人心ノ方向頓ニ定ルヘキ事ト感

戴ノ至不堪ス。然レトモ此書其旨深カル事ニハ有ルヘケ

レトモ、細民ニ至リテハ其意ヲ解スルニカタク、望洋ト

シテ由ル處ヲ詳ニセサルカ如シ。ハタ道ハ須臾モ離ルヘ

カラスト云々、支那人モ云ヒシカ如ク、道ハ極メテ身ニ

切近ナルモノニシテ、其論其理高上ナルハ、却テ實地ニ

ハ如何アラン。依テ我輩蒙昧ノ者ニモ切實ニ體認セスン

ハ有ヘカラサルノ理ヲ解スヘクツトメテ實地ヲ主トシ

テ、試^(Trial) 別冊ヲ書記ス。斯ク卑ク近キ論ニモアラハ、

細民ニ至ル迄、三條ノ意ヲ解セサルコト無カラント、我

蒙昧ニ比シテ他ヲ推ハカリヌ。三條ノ旨ニ乖戾セシコト

モナクンハ、同志ノ者ニ示シ萬分ノ一助トナサマク欲ス。

依テ草稿一冊ヲサ、ケテ、俯テ公裁ヲ祈奉リヌ。謹白

岐阜縣實屬士族

明治五年十月

國井清鏡男

教則三條ハ、上下ノ人々從來一日モコレナクハ、世ニ立
事ヲ得ヘカラサルコトニシテ、新ニ天皇ノ御心モテ作ラ
シ、コトニハ非ス。

道ハ身ニ切近ナルモノニシテ、須臾モ離ルヘカラス、離
ルヘキハ道ニアラスト支那人ノ言、動カサル所ナリ。其
須臾モ離ルヘカラサル道ノ本源ヲ探ネテ、其旨ヲ明カニ
シ、人ヲ導ク、是ヲ教トイフ。如何ナル聖人トイヘトモ、
我カ心ヲ以テ新ニ作り出ラレハキモノニ非ス。若新ニ我
カ心ヲ以テ作り出タルモノナラハ、夫則邪說ニシテ、取
ルヘキモノニ非ス。今度立ラレタル三條ノ旨モ、名コソ
新ニ設ラレタレ、人々固有ノ道ヲ明ニシ萬民人道ヲ違ヘ
サラシメントシ玉フ大御心ナリ。能々心ヲヒソメテ思フ
ヘキコトナリ。

蓋第一條敬神愛國ノ旨ヲ體スヘキコトトハ、天地ヲ鎔造
シ玉イシ^(イマ)三神ヲ始、ソレ^(イマ)有^(イマ)功ノ神々ヲ齋キ祭り、別

テハ天照大神又各住居スル所ノ産土神ニ依侍シ奉リ、我カ身ノ所生又斯ク命ヲツナク衣食住ノ道ヲ始メ、人間有用ノ萬物ミナ神々ノ恩頼ナルコトヲ奉戴シテ、日々是ヲ謝シ奉リ、或ソレ々ノ業ニツキ心ノ及ハサルコト有ラモ幽冥ヨリ助ケ有ランコトヲモ請。又死シテ幽界ニ至レハ、別テ神ノ恩賚ヲ蒙ラサルコトヲ得スシテ顯幽トモニ神ノ恩惠ニ洩レサルコトヲ、タシカニ識得テ、ソノ神恩ニ報シ奉ラントノ心ヲ立ル、是敬神ノ大本ト云ナリ。然シテ其神恩ニ報センノ道如何トナラハ、各ソノ分ヲ以テ國ノ爲、人ノ爲ニ力ヲ盡シテ、神ノ功德助ケ至誠ヲ以テ皇道恢張センコト、日夜忘ルヘカラサルヲ云ナリ。サテ是ヲ以テ神恩ニ報スルノ道トスルコト如何トナラハ、先神理ヲ了知スヘシ。其神理ヲ了知センコト如何トナラハ、天地ノ初發并ニ諸神ノ事實ヲ知ルニ在リ。故ニ其大綱領ヲ云ン。天地ノ初發ニ天之御中主神・高皇產靈神・神產靈神ノ三神坐シテ、天地ヲ鎔造シ、蒼生ヲ生成シ蒼生ノ爲ニ世間ノ有ユル萬物ヲ造リ給ヒ、又其萬物ヲ掌リ給フ神々ヲ生成シ給ヒ、天地鎔造ノ初發諸神ノ生成蒼生ノ基源古史ニ明ナレハ更ニ記サス。○水火木金土ノ神其他諸

神ノ功德ヲ云フヘキナレト長キヲイトヒテ省ケリ。又是等ノ初ソレ々ノ神ヨリ起ルトイヘトモ、皆三神ノ靈ニヨリテナレハ概シテ云フナリ。後ニ三神ハ天地ノ主宰ヲ天照大神ニ任シ玉ヒテ、幽明ノ大本ヲ至リ長ク天上ニ隱リマシ天照大神ハ又此地ノ幽冥ノ政ハ大國主神ニ任シ、顯明ノ政ハ皇孫邇々杵命ニ任シ玉ヒ、其二源ヲ主リ給フ。夫天ハ日ニシテ神ノ居處、地ハ人ノ居處ニシテ、其天地ノ間ニ別ニ幽界在リテ則靈魂ノ居處ナリ。其幽界ハ大國主神是カ主宰トナリテ治メ給フ。其冥府ハ出雲ノ國杵筑ノ宮是ナリ。國々ノ一ノ宮、産土神ノ社是小冥府ナリ。書記ニ曰。時高皇產靈尊乃還遣ニ神勅大己貴神曰。今者聞汝所言深其理故更條々而勅之。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事云々。於是大己貴命報曰。吾所治顯露事者。皇孫當治。吾將退治幽事。トアルニテ顯・幽ノ二政ヲ大國主神・皇孫ト分チ宰リ玉フノ理明ナリ。○日ハ則天照大神ノ君臨シ玉フ國ニシテ高天原ト云是ナリ。萬物ノ化育ハ日輪發越ノ焰氣ヨリ出ルモノニシテ、其日輪ノ功ハ天照大神ノ功業ナリ。夫日輪ハ炎熱ノ大元、造化贊成ノ基本ナリ。

サレハ大國主神ハ國々處々ニ、ソレ／＼神ヲ分部シテ、幽冥ノ政ヲ任シ玉フ。所謂一ノ宮又產土神是ナリ。其政ハ其地ノ災害ヲ攘ヒ、五穀ヲ始、人間有用ノ動植ヲ繁茂セシメ、惡ヲ陰ニ爲ス者ハ或ハ顯世ニ罰シ、或ハ幽界ニ歸シテ後、罰ヲ下シ玉ヒ、善ヲ陰ニ爲ス者ハ顯世ニ賞シ、或ハ幽冥ニ歸シテ後、賞シ給フナトイヒ、一宮又產土神ノ社ハ、小冥府ニシテ其地、其人ヲ幽冥ヨリ保護シ玉フ事ハ、古ヨリ事實ノ上ニ著明ナリ。又顯世ニ朝廷ヨリ府縣ヲ置テ、政ヲ布キ給フニ比較シテ思量スヘキナリ。其ハ顯幽分ニノ神勅ニヨリテ明ナリ。○善惡ノ賞罰ハ兼良公ノ纂疏ニ顯事〔ハ〕人道也。幽事〔ハ〕神道也。人爲ニ〔惡ヲ〕於顯明之地則皇誅之。爲惡〔ヲ〕於幽冥之中則神罰之。爲善獲福亦同之。神事則冥府之事也トアリ。此語ニテ其理、明ナリ。○顯世善ヲ行ヒ人ヲ救ヒ、哲人君子タルハ、或ハ天ニ昇リテ神界ニ交リ、或ハ幽界ニシテ官ヲ授カリ、幽政ヲ與リ聞クニ至ル。上古ヨリ功業アル哲人君子、没後神ト齋レテ、國土ヲ預リ玉フ。其例枚擧ニ遑アラス。近クハ菅原大神イテシルキコトナリ。皇孫ハ天壤ト無窮ニ、日嗣ノ御位ヲ知^{シロメ}食テ、國々處

々ニ府縣ヲ置キ、ソレ／＼官員ヲ布署シテ顯世ノ政ヲ主リ給フハ人々今日前ニ見ル所ナリ。皇孫ハ天照大神ノ御子正哉勝々速日天忍穗耳命ノ御子天津日子番能邇々杵命ヲ云ナリ。天照大神、此御子ヲ大八島豐葦原水穗ノ國ハ吾子孫^{キミ}王タルヘキ土地ナリトテ、降臨サセツラントシテ、御手ニ寶鏡ヲ捧持シテ勅シタマハク。寶祚之隆當與天壤無窮矣トノリ給ヒケルマニ／＼、今ニ至リテ幾千年ナルヲ知ラスト云トモ、確乎トシテ動キ給ハサル寶祚ノ隆盛更ニ言ヲ待ス。然リトイヘトモ、時ニ消長アリ。世ニ汗隆アリテ三千年ノ久シキ沿革ナキコトアタハストイヘトモ、大本ハ動クコトナシ。君トイヘハ、上一人ノ事ニシテ、其他ハ臣タラサルモノ有事ナシ。サレハ土地人民ヲ賜ハリテ私有スルコト上古曾テ有ラサル事ナリシヲ、中古藤氏權ヲ弄シ、君威漸ク衰シ時ニ當テ土地ヲ賜ヒ、人民ヲモ私有スルコト始レリ。是ヨリ人民ノ方向兩岐ヲナシ、再ビ朝威挽回ノ期ナク又降テ權武臣ニ遷。又倍^{ツル}臣天下ヲ弄スルニ至リ天下分裂シテ武臣割據シ、朝命・武命モ行ルルコトナク、大亂ノ極ニ至シテ、家康公三河ニ勃興シ亂ヲ攘ヒ正^{カヘ}反シテ、漸ク人ヲシテ朝命在ルコトヲ

知ラシムルニ至レリトイヘトモ、大體ハ中古ノ流弊ニ因

循シ、武臣、土地人民ヲ私有シテアヤシマス。然ルニ近世、學問ノ道、大ニ開ケ人々大理ヲ講明シ、大義明ナル折柄、洋人來舶ノ事情ヨリ、公武離間シ、有志ノ徒、憤發東西ニ奔走シ身ヲ失ヒ家ヲ捨テ、朝廷ヲ古ニ復サント盡力シ、時到テ戊辰ノ春、忽維新ノ秋アリ。大政大道ニカヘリケル中ニ、武臣私有ノ土地ヲ奉還シ、一民モ朝臣ニ有ラサルコトナキニ至ル。實ニ盛舉中ノ盛舉ト云ヘシ。爰ニ於テ國々處々ニ府縣ヲ置キ、一々朝廷ニ惣管シ玉フコトトハナリヌ。此天照大神ノ神勅ノマニク、人民愛撫ノ大政ヲ行ヒ玉フ基本、第一ニ立サセラレシコトニシテ、仰キ尊ムヘキ至ナラスヤ。

此ノ如キノ理ナレトモ、中古以來種々ノ外教、人目ヲ眩シ、古傳ヲ失ヒ、人々顯明ノ政ヲ蒙ルコトヲ知レトモ、一日片時モ幽冥ノ政ヲ蒙ラサルコトナキヲ知ルモノナシ。此大理ヲ知ラサルニヨリ、死後ヲ危ミ懼レ危ミ懼ルルヨリ、種々ノ邪路ニ陥リ、此顯界ヲ假ノ世ナト、唱ルニ至ル。惟大理ヲタニ了解セハ、豈死後ヲ危ムコトアラシヤ。死生一理也ト云ハ、此理ヲ以テ明ナリ。能々心ニ會得シ

テ惑ヲ解ヘキナリ。

漢學ハ理屈ヲ主張シテ空論ニ陥ルアリ。佛ハ素ヨリ世外ノ道ニシテ、論スル迄モナク、此二道ニモ分流アリ。其他種々ノ小道アリテ、人心ヲ蠱惑シ、前條ノ神理湮滅スルニ至レリ。是皇國ハ病ナキ國ナルヲ以テ、教ヲ醫スルコト有ラサリシ時ニ當リ、儒佛ハ力ヲ盡シテ人ヲ誘導セシニヨリテナリ。故ニ千有餘年ハ、儒佛ノ人心ノミニシテ、固有ノ人心ヲ保護セシ人甚少シ。又儒佛ヲ學ハサルモノト云ヘトモ、自ラ浸潤シテ此道ヲ離ルル者ナシ。ヨリテ今ニシテハ、神理ヲ講明シ、人ヲ薰陶スルコトナクンハ有ヘカラサルナリ。人々幽顯一理ノ大理ヲ解シユカハ、確乎不拔ノ心魂コ、ニ於テ立ヘク、兵刑ヲモ廢セン日、爰ニ於テ待ヘシ。○人ノ世ニ處スル、カクノ如キ理ナレハ、人陰ニ惡ヲナシテ、陽ニ利ヲ得ルトトモ、已ニ幽界ノ罪人ナリ。遲速ハ有レトモ、其罰ヲ遣ル、事能ハス。人陰ニ善ヲナシテ陽ニ賞スト云ヘトモ、已ニ冥簿ニ功ヲ記サル。豈幽冥ノ賞ナキコト有シヤ。是則顯世陽ニ善惡ヲ爲ス時ハ、官府ノ賞罰ヲ愛スルト一理ナリ。カカレハ、人〔ハ〕私心ヲ捨ルコトヲ得サルハ是身ヲ捨ルナリ。人、

私心ヲ斷ツ。是身ヲ愛スルナリ。思ハサルヘケンヤ、戒メサル可シヤ。

カク神理ヲ解シコケハ、諸神ノ功德、國ノ爲、人ノ爲ナラサルコトナシ。此クノ如ク愛撫ヲ蒙ル人トシテハ、其恩ニ對ヘマツリ、神ノ功德ヲ助ケマツ〔ラ〕ント、同ク國ノ爲、人ノ爲、心ヲ盡シ皇道ヲ恢張セント勉勵セスンハ有可ラサルナリ。其國ノ爲、人ノ爲心ヲ盡シ皇道ヲ恢張センノ道如何トナラハ、天皇ノ大御心ヲ心トシテ國家ノ益ヲ興シ、國用ヲ足シ、自ハ素ヨリ他ノ智識ヲモ開ント力ヲ盡シテ、怠ラサルヲ云ナリ。斯シテ怠ラサル則、神明億兆ヲ愛撫シ給フ恩ノ萬一二報スルト云ナリ。是神ヲ敬スルノ真心ニシテ必竟愛國ノ大ナルモノナリ。產靈神、人世ヲシテ安樂ナラシメ給ハン爲ニ、土地ニ寒暄・高低・濕燥・肥瘠・山河・海陸ノ不同アリテ、各物產ヲ齊フセス。世間有用品ハ素ヨリ、心、目ヲ娛樂セシムル玩好物ニ至迄備ラスト云コトナシ。斯ク氣候土地ニヨリテコソ萬品異ナルモノナレハ、遠近有無ヲ易ヘスシテハ、神ノ神ノ功德ヲ曠廢スト云ヘシ。我皇國中スラ土地ニヨリテ產物ヲ異ニス。況ヤ海外各國ノ廣キ無量ノ品物アリ。

互ニ有無ヲ通セスンハ、神ニ對シ不敬ノ大ナルモノナリ。然ルニ我カ國ノミニ非ス、近世ニ至迄、萬國只私ヲノミ先トシ、互ニ仇視セン所ニ、時至テ萬國一時ニ開化シ、航海ノ業至精ニ、大洋ヲワタルコト平地ヨリ便ニシテ、有無ヲ通シテ、國用ヲ足シ、文明ニ趣キ、四海兄弟ノ好ヲ爲スニ至ル。爰ニ於テ產靈神ノ功業始メテ成レリト云ヘキモノカ。三千年ヲ一目ニ觀、五大洲ヲ目下ニ見ル思ヲ爲ス可物ナリ。豈區々ノ小論ニ泥ンテ、產靈神ノ功德ヲ曠フスル時ナランヤ。○草木ノ物タルヤ年々生長スル處ナレトモ、久シキヲ經ルコト金石ノ如キニハ非ス。取ラサレハ皆腐朽シ植サレハ生セサルモノアリ。故ニ之ヲ植生シ、之ヲ採取シテ人世ノ用ニ供スル、即天龍ニ對ヘ奉ルノ務ナリ。若植生セ〔ス〕シテ其種ヲ絶チ、或ハ採取セスシテ其物ヲ腐朽ス。是又諸神ノ化育ヲ曠廢スルナリ。爰ヲ以テ謹テ草木ノ蕃殖ヲ助ケ用テ、日用ニ供セシコトニ心ヲ盡スヘキナリ。又各花・珍木・奇草ハ皆產靈神、人ヲシテ心・目ヲ娛マシメタマフ所ナリ。其程々ニ天意ヲ奉戴スヘシ。理屈ニ陥リテ天物ヲ害フ事ナカレ

此條ハ目前ノ事ヲ以テ云也、小事タリトモコノ意忘ルヘカラサルヲ知ラシムルノミ。○天皇ハ天照大神ノ勅ヲ奉

戴シ給ヒ、神意ニ違ハンコトアラン〔カ・ヤ〕ト兢々トシテ日夜焦心シ給ヒ、人民愛撫ノ外有ルコトナシ。其愛撫ノ道ハ天功ヲ贊成シ、人心ノ智識ヲ開キ、國用ヲ足シ、萬民〔二〕道ヲ樂マシメント爲給フ御心ナリ。時々ノ令ヲ拜セハ、其意明ナリ。此御心ヲ體認シ、分ニ隨テ、爰ニ心ヲ盡スヘキナリ。○國ハ人民ノ集リシ上ノ名ニシテ、一人ヨリ起ル居所ナレハ、各身ヲ愛シテ神理ヲ蹈メハ、則、一家ヨリシテ一國ニ及ヒ、全國風俗淳美物產蕃殖シ、人々安樂ニ至ルモノナレハ、國ヲ愛セントスルモノハ、前條ノ神理ヲ蹈違ヘサルニ有ルコトヲ深ク會得スヘキナリ。

第二條天理人道ヲ明ニスヘキコトトハ、天理、則神理ニシテ、是敬神ノ條ニ説ル所ノ神理ヲ識リ得ル、是天理ヲ明ニスルナリ。天理ヲ明ニシテ、我身所生ノ原由ヲ知レハ、我魂ハ三神ノ賦與シ給ヒシコト明ナリ。我魂ハ三神ノ賦與シ給ヒシコトナランニハ、其魂ノ神ノ御心ニ反シタルコト有ヘケンヤ。世ニ云、五倫ノ道ハ、已ニ神ヨリ賦與シ玉ヒテ、人々違フルモノニ非ル理ナリ。然ルニ私ト云マカ神ノ立ソビテ、其正ク直キ心ヲ蔽ヒ塞キ、良モ

スレハ、顯罰ヲ蒙ルモノアリ。是一人ヲ罰シテ千萬人ヲ正シ、億兆ヲシテ安カラシメ玉フ所ノ大政止ムコトヲ得サル所ナリ。億兆愛撫ノ神皇イカニ心ヲイタメ玉ハン。實ニ怨ヘキコトニ非スヤ。人々反省シテ神明賦與ノ魂ヲ磨キ幽顯トモニ所サル行ヲナスヘキ事ナリ。則天理人道ハ敬神ヨリ立ツコトニシテ、其理前條ニ説ルカ如シ。此天理ヲ明ニセサルヨリ、斯ク安樂ニ世ニ居ルコトヲ偶然ニ心得、神ノ功德、至尊〔ノ〕焦心シ玉フニ因ルヲモ思ハス、只私ヲノミ營ミテ、人道ニ違ヒ、終ニ家ヲ失ヒ、身ヲ失ヒ、又幽界ニ歸シテ神ノ罰ヲ蒙ル、恐ルヘキノ至リナラスヤ。是天理ヲ知ラサルヨリ、人道立ス、人道立サルヨリ幽罰ヲ受ルニ至ル。豈辯明セサルコトヲ得ンヤ。

萬國トモ父子・夫婦・兄弟・朋友ノ道ニハ尤ナル説有リトイヘトモ、五倫ノ大本タル君臣ノ道ニ至テハ、眞ノ道ノ立ルヲ聞カス。是皇國ニテモ、父子・夫婦・兄弟・朋友ノ道ニハ一言ノ邪説ヲ聞ストイヘトモ、君臣ノ大道ニ良モスレハ邪説ノ出來ル原由ナリ。辯セサルヘ〔ケ〕ンヤ。夫宇宙ニ日アルハ即チ君ナリ。家ニ長アルハ即チ君ナ

リ。然ルニ國ニノミ動かサル所ノ君ナキ理ナシ。抑我皇國ハ皇孫邇々杵命、天照大神ノ詔ヲ受テ君臨シ玉ヒシヨリ、皇統一系、千萬世一日ノ如ク、萬國稱讚シテ及フ所ニ非ストスル所ナリ。是顯世政ノ大本、天照大神ノ深慮、爰ニ在リ。父子ノ道、立スシテ一家齊フコトナク、君臣ノ道、亂テ天下治ルコトナシ。能々心ヲヒソメテ此理ヲ忘ル可ラサルナリ。

第三條皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵奉スヘキコトトハ、皇國ノ君ハ、敬神ノ條下ニ已ニ説ルカ如ク、天照大神ノ億兆愛撫ノ餘リ、任シ玉ヒシコトニシテ、千萬世動クコトナキ無上至尊ノ御位ナリ。是則政ノ大本ニシテ萬國ニ比スヘキナク、仰クヘク尊ムヘキ實ニ天壤トトモ、窮リナナキ君上ニ保護ヲ受ル皇國ノ億兆、何ノ幸福カ之ニシカンヤ。是皆神恩ノ深キ所ナリ。夫君上綱斷絶スルコトアラハ、億兆ノ目保ツコト努々有ルヘキ理ナシ。然ルニ他ノ國ハ時トシテ其綱斷絶スルヲ以テ、其目破裂シ其下流離辛楚スルコトアリ。實ニ憫然ノ至リナラスヤ。餘力有ラハ他ノ國、古今ノ沿革ヲ窺知リテ、此等ノ理ヲ辯フヘキナリ。然ラサレハ、カカル安樂國ニ住シテ安樂國タルヲ知ラス

シテ、終ル者アルヘカラン。扱此ノ如ク我カ君上ハ天照大神億兆愛撫ノ餘命シ玉ヒシ神勅ヲ受サセラレ、其命ニ背カシト、萬世一日ノ如ク君臨シ玉フ大政ニ、一事一言トシテ億兆ノ爲ナラサルコトノアルヘキハ、此意ヲ人々體認スヘキ事ナリ

ココ三事云フヘキコトアリ。ソハ、朝旨ノ深意ヲ知ラスシテ、兎角議スル者有ル中ニ、偶ハ實ニ其身ノ目前困却スルコトナシトモ云ヒカタシ。夫ヲ譬ヘテ云ンニハ、太陽ノ光ハ萬物一日モ蒙ラスシシテハ、立コトヲ得サル所ナレトモ、偶其光ヲ以テ身ヲ果ス小蟲モ在ルモノナリ。然ルヲ其小蟲ノ容體ヲ口實トシテ、太陽ハ世ニ害アルモノトスヘケンヤ。朝旨ハ皆億兆ノ爲ノミナレトモ、受ル方ニテハ、偶小蟲ノ如キモナシトハ云カタシ。是天下ノ廣キ戸毎ノ情實ヲ問フ事ヲ得サルハ論ナク、縱令、其情實ハ知ルルトイヘトモ、一民ノ爲ニ國家ノ大益ヲ興ラモ遏メハ、小蟲ノ爲ニ太陽ヲ廢セントスルカ如シ。又是等ノ民モ一時ノコトニシテ、終ニ身安樂ノ域ニ至ルヤヤ。免ニモ角ニモ細民口眼前ノ利ヲハカル者ノミ多キ、實ニ憫ムヘキ至ナリ。今ハ日新ノ政體ニ沿シ、開化ノ教ニ

趨^{ツマ}リコト水ノ下^{ヒク}キ (二) ツクカ如シ。是憂モ不日ニ消セ
ン。皇上ノ仁愛仰キ尊ムヘシ。

右三條ノ大意云ヒモチ行ケハ、敬神ノ條下ニテ愛國・天
理人道・皇〔上〕奉戴・朝旨遵奉ノ道皆備レリト云ヘリ。
敬神ヲ離レテ外ニ言フヘキコトナシ。然レハ敬神ハ綱ニ
シテ他ハ目ナリト云ヒテ可ナリ。尙細カニ論スレハ、三
條環ノ端ナキカ如ク、一條ヲ擧レハ三俱^{トモ}ニ擧ルモノナリ。
ソハ敬神ノ理ヲ明ニスレハ、愛國・天理人道、其他盡ク
明ナリ。天理ヲ明ニスレハ、敬神愛國盡ク明ナリ。皇上
奉戴ノ意ヲ明ニスレハ、敬神愛國其他盡ク明ナリ。宜^{ムベナ}ル
カナ、神教トツケラレタルコト、名實ノ違ハサル、仰ク
ヘシ、尊ムヘシ。

明治五年九月

國井清廉稿

『布教三章辨』雷雨 (明治五年晚秋)

華頂講者 雷雨述

第一 敬神愛國

辨ジテ曰、神ハ皇國ノ大祖父ニシテ、天ニ繼^{ツビ}デ統ヲ垂
レ玉フ聖主ナリ。殊ニ時ヲ鑑^{カシ}ミテ、中一古已一來儒佛ノ
二道ヲ舶一來セシメ、兆民ヲ浴ス。而シテ猶其神ノ賜^{タマ}モ
ノナルコトヲ辨ゼズシテ、或ハ異論云云ス、不得意ノ甚
シキナリ。皇國ノ兆民、俱ニ能ク得意シテ其慈恩ニ報^{ムク}イ、
重敬ヲ盡スベシ。而シテ其重敬別ナシ、祇^ヅコレ神ノ賜モ
ノナル三道ニ於テ異見ヲ生ゼズ、自ラ能クシ、又他人ノ
タメニ教へ、三道相佐^ヒシテ親族兄弟ノ法ノ如ク互^ヒニ修
學セバ、神祖ノ本懷^タ足ルベシ。コレ報恩ノ第一ニシテ、
敬ノ極ナリ。然ルニ三道、コレヲ要スルニ仁ノ一字ニ歸
ス。神意固^トヨリ他ナシ、愛國ノ道コ、ニ生^ナル。曰ク仁者
ニ無^レ敵、國ヲ愛護スル、コレニ過^スタル有ルベカラズ。

第二 天理人道

辨ジテ曰、天理トハ、神祖ノ賜フ所ノ道コレナリ。神
祖三道ヲ賜フ、其道其意、仁ノ一字ニ歸スルコト、大略
上ニ辨ズルガ如シ。然ルニ其仁トハ人也、人ノ能^クスベキ

道ナリ。人トシテ仁ナラザレバ人ニ非ズ。知ヌ、仁ハ敬
神ノ道、愛國ノ道、又コレ天道人道ナルコトヲ。

第三 皇上奉戴朝旨遵奉

辨ジテ曰、皇上ハ神祖ニ代リ玉フ聖主、朝旨ハ其仁慮
ナリ。故ニ遵奉奉戴セズンバ有ルベカラズ。否ナラバ天
理ニ非ズ、人道ニ非ズ、敬神愛國ニ非ズ。當ニ知ルベシ、
三章一ヲ得レバ俱ニ得、一ヲ失ヘバ俱ニ失フ。勉ヨヤ仁
ノ一字、コレ神意ノ要、又コレ三道ノ要也。

壬申晩秋

勸學大衆印施